

会員・入退会規程

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会（以下「本会」という。）における会員の種別と入会及び退会に関する手続き等を定めることを目的とする。

（会員の種別）

第2条 本会の会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- （1）正会員 中小企業支援法により中小企業診断士として登録を受け、かつ本会の目的に賛同し、事業に協力、参加する者で、一般社団法人中小企業診断協会の連合会会員として登録される者。
- （2）準会員
 - イ 中小企業支援法第12条に定める試験（第2次試験）に合格した者
 - ロ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第1条第2号イで定める実務補習を修了した者
 - ハ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第2条第1号に定める養成課程又は登録養成課程を修了した者
 - ニ 小企業支援法により中小企業診断士として登録を受け、かつ本会の目的に賛同し、事業に協力、参加する者。
- （3）賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力・参加しようとする個人及び法人

（入会の申込み及び会員の種別の変更）

第3条 会員になろうとする者（以下「入会申込者」という。）は、本会会員2名の推薦を得て、所定の入会申込書及び倫理規程の遵守、会費納入その他の義務の完全履行等に関する誓約書を、会長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込みに際しては、正会員、準会員及び個人の賛助会員にあっては入会金、本会会費の年額を、法人の賛助会員にあっては、本会会費の年額を納入するものとする。ただし、会員の種別を変更する場合は、入会金の納入を免除するものとする。
- 3 会員は、会員の種別を変更しようとするときは、変更届を会長に提出しなければならない。

(推薦人)

第4条 前条第1項の推薦人は、入会申込者の種別にしたがって、次の者とする。

- 1 入会申込者が中小企業診断士の新規資格取得者又は資格を取得しようとする者である場合は、原則として本会の会長、副会長。
- 2 入会申込者が前号以外の者である場合は、本会正会員。

(退会の手続き)

第5条 本会会員が退会しようとするときは、事前に所定の退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 退会届は協会事務局に提出するものとし、協会事務局による確認等に5営業日を要するため、当該年度末（3月31日）をもって退会を希望する場合は、3月31日の5営業日前までに退会届を協会事務局へ提出しなければならない。

(実施細則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から適用する。